

## 参考資料 1

令和3年度  
宮城県国民健康保険運営協議会  
(第1回)  
令和3年12月24日  
宮城県保健福祉部国保医療課

### ○国民健康保険運営協議会条例

平成二十九年三月二十三日

宮城県条例第二十四号

改正 平成二九年一二月二一日条例第七二号

国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

#### 国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項の規定に基づき、宮城県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平二九条例七二・一部改正)

(組織等)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数で知事が任命する委員をもって組織する。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する者 三人
  - 二 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する者 三人
  - 三 公益を代表する者 三人
  - 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する者 二人
- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(平二九条例七二・一部改正)

(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、前条第一項第三号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成二九年条例第七二号）

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(協議会の同一性)

2 改正前の国民健康保険運営協議会条例第一条の規定により置かれた宮城県国民健康保険運営協議会は、改正後の国民健康保険運営協議会条例第一条の規定により置かれた宮城県国民健康保険運営協議会となり、同一性をもって存続するものとする。